



山原治 税経労務通信 事務所

編集発行人

税理士 山原治
社会保険労務士
行政書士
〒910-0003 福井市松本4-2-4
加藤ビル2F
TEL 0776(21)2470(代)
FAX 0776(24)3311
URL <http://www.yamahara-office.jp>
E-mail info@yamahara-office.jp

百日紅

9月

(長月) SEPTEMBER

20日・敬老の日
23日・秋分の日

日	12	26
月	13	27
火	14	28
水	15	29
木	16	30
金	17	・
土	18	・
日	19	・
月	20	・
火	21	・
水	22	・
木	23	・
金	24	・
土	25	・

9月の税務と労務

国 税／8月分源泉所得税の納付

9月10日

国 税／1月決算法人の中間申告

9月30日

国 税／7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

9月30日

国 税／10月、1月、4月決算法人の消

費税等の中間申告(年3回の場合)

9月30日



ワンポイント 内部事務のセンター化(集約処理)

一部の税務署を対象に申告書等の入力や審査、還付金の返還手続き、行政指導事務等の内部事務を国税局等に設置したセンターで集約して処理する取組み。なお、センター化に伴い今年7月以降、対象となる税務署管内の納税者が申告書等を書類で郵送する際の送付先は担当するセンターとなるので注意が必要です。

消費税 インボイス制度 令和3年10月1日から 登録申請書受付開始

な適用税率や消費税額等を伝え
るもので、具体的には、現行
の区分記載請求書に「登録番
号」、「適用税率」及び「消費税
額等」の記載が追加された書類
やデータが該当します。

売手側

売手である登録事業者は、買
手の取引相手（課税事業者）から
求められたときは、インボイス
を交付する必要があります。ま
た、交付したインボイスの写し
を保存しておく必要があります。

買手側

買手は仕入税額控除の適用を
受けるために、原則として、取
引相手である登録事業者から交
付を受けたインボイスの保存等
が必要になります。また、買手
が記載され取引相手の確認を受
けたものを保存することで、仕
業者等が自ら作成した仕入明細書等の
うち、インボイスと同様の事項
が記載され取引相手の確認を受
けたものも保存することができます。

経過措置

登録申請も間もなく始まるこ
とから、制度導入に向け準備が必
要となりますので、ポイントを
整理してみます（図表1参照）。

インボイス制度の概要

適格請求書（インボイス）と
は、売手が買手に対して、正確

な適用税率や消費税額等を伝え
るもので、具体的には、現行
の区分記載請求書に「登録番
号」、「適用税率」及び「消費税
額等」の記載が追加された書類
やデータが該当します。

売手側

売手である登録事業者は、買
手の取引相手（課税事業者）から
求められたときは、インボイス
を交付する必要があります。ま
た、交付したインボイスの写し
を保存しておく必要があります。

買手側

買手は仕入税額控除の適用を
受けるために、原則として、取
引相手である登録事業者から交
付を受けたインボイスの保存等
が必要になります。また、買手
が記載され取引相手の確認を受
けたものを保存することで、仕
業者等が自ら作成した仕入明細書等の
うち、インボイスと同様の事項
が記載され取引相手の確認を受
けたものも保存することができます。

経過措置

登録申請も間もなく始まるこ
とから、制度導入に向け準備が必
要となりますので、ポイントを
整理してみます（図表1参照）。

インボイス制度導入後の六年
間（令和五年十月から令和十一
年九月まで）は、免税事業者等
からの課税仕入れについて、仕

入税額相当額の一定割合を仕入
税額とみなして控除する経過措
置が設けられています。

なお、この経過措置による仕
入税額控除の適用に当たっては、
免税事業者等から受領する区分
記載請求書等と同様の事項が記
載された請求書等の保存と、こ
の経過措置の適用を受ける旨を
記載した帳簿の保存が必要で
す。

この経過措置を適用できる期
間等は、次のとおりです。

- ・ 令和五年十月一日から令和八
年九月三十日まで：仕入税額
相当額の八〇%
- ・ 令和八年十月一日から令和
十一年九月三十日まで：仕入
税額相当額の五〇%

（1）原則

（2）免税事業者

（3）登録の任意性

（4）登録番号の構成

の二年前となる令和三年十月一
日から提出でき、登録が済んだ
書面により通知がきます。

また、登録申請書は、e-T
axを利用して提出することも
でき、この場合は登録通知もe
-Taxで受領でき便利です。

なお、登録申請書は制度開始
後は、原則として、消費税課
税事業者選択届出書を提出し、
課税事業者となる必要があります。
ただし、登録日が令和五年十月一
日の属する課税期間中である場
合は、登録日から課税事業者と
なる経過措置があります。

（1）法人番号を有する課税事業
者

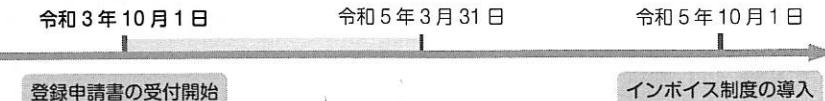
（2）①以外の課税事業者（個人
事業者、人格のない社団等）
②T+指定された数字一三桁

●制度導入までのスケジュール

図表 1

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。



登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。

(国税庁資料)

●現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

図表 2

〈区分記載請求書(現行)〉 ～令和5年9月～

請求書	
○○株御中	株△△
●年■月分	
■月▲日 割りばし 550円	
■月▲日 牛肉 ※5,400円	
合計 43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)	
※は軽減税率対象	

【記載事項】

- ①請求書発行事業者の氏名又は名称
- ②取引年月日
- ③取引の内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額
- ⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

〈インボイス〉 令和5年10月～

請求書	
○○株御中	株△△(T1234…)
●年■月分	
■月▲日 割りばし 550円	
■月▲日 牛肉 ※5,400円	
合計 43,600円 10%対象 22,000円 内税 2,000円 8%対象 21,600円 内税 1,600円	
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ①登録番号(課税事業者のみ登録可)
- ②適用税率
- ③税率ごとに区分した消費税額等

(国税庁資料)

(1) 様式(図表2参照) インボイスの様式は、法令等で定められていません。インボイスとして必要な次の事項が記載された書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)であれば、その名称を問わず、インボイスとなります。	(1) 3 インボイスの様式等
	①登録事業者の氏名又は名称
	及び登録番号
	②年月日
	課税資産の譲渡等を行った
	③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合に、資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である旨)
インボイスの記載事項である 端数処理	④課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率
	⑤額等
	⑥税率ごとに区分した消費税
	の氏名又は名称
	書類の交付を受ける事業者

返還請求書の交付義務がありま	(1) インボイス等の誤り	消費税額等については、一のインボイスにつき、税率ごとに一回の端数処理を行います。なお、切上げ、切捨て、四捨五入等の端数処理の方法については、任意の方法とすることができます。
	(2) 登録事業者は、交付したインボイス等に誤りがある場合は、修正したインボイス等を交付しなければなりません。	修正したインボイス等を交付する方法については、例えば次の①又は②のいずれの方法によることも可能です。
返品や値引き等の売上に係る課税事業者に	①誤りがあつた事項を訂正の上、改めて記載事項の全てを記載した書類を交付する方法	①誤りがあつた事項を訂正の上、改めて記載事項の全てを記載した書類を交付する方法
	②当初に交付したインボイス等との関連性を明らかにしたうえで、修正した事項を明示した書類等を交付する方法	②当初に交付したインボイス等との関連性を明らかにしたうえで、修正した事項を明示した書類等を交付する方法

印紙税の還付と印紙の交換

印紙税の課税文書に誤って過大に収入印紙を貼付してしまった場合や封筒に収入印紙を貼付してしまった場合など、印紙税の還付や収入印紙の交換ができる場合があります。

1 印紙税の還付

次のような場合には、印紙税の過誤納金として還付の対象となります。

- ① 請負契約書や領収書などの課税文書に貼付した収入印紙が過大となっているもの
 - ② 委任契約書など課税文書に該当しない文書を印紙税の課税文書と誤認して収入印紙を貼付してしまったもの
 - ③ 課税文書に収入印紙を貼付したもののが、使用する見込みがなくなったもの
- 還付を受ける場合には、「印紙税過誤納確認申請書」に必要事項を記載し、納税地の税務署長に提出します。

なお、登録免許税や国への手数料を納付するために収入印紙を貼付した場合には、たとえ誤って貼付したものであっても、還付の対象とはなりません。

また、文書を作成した日から5年を経過したものは還付金に係る請求権は消滅するため、還付の対象とはなりません。

2 収入印紙の交換

次のような場合には、他の額面の収入印紙と交換することができます。

- ① 未使用的収入印紙（汚れた収入印紙や損傷している収入印紙は、偽造防止等の観点から交換の対象とはなりません。）
- ② 白紙又は封筒や行政機関に対する申請・届出の際に提出する申請書等の文書（例・登記申請書やパスポート引換書）など客観的に見て明らかに印紙税の課税文書ではないものに貼付した収入印紙
交換する場合は、該当の収入印紙を郵便局へ持参します。その際、収入印紙1枚につき5円の交換手数料（10円未満の収入印紙についてはその半額）が必要です。

扶養控除の所属の変更

夫婦間で子供をどちらの扶養親族とする（所属とする）かは、それが提出するその年分の「確定申告書（期限後申告を含みます。）」や「給与所得者の扶養控除等申告書」、「従たる給与についての扶養控除等申告書」又は「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」等（以下、「申告書等」）に記載されたところによります。

また、いったんその申告書等により所属が定められた後でも、改めてその所属の異なる記載をした申告書等を、扶養親族を増減させようとする者全員が提出することにより所属の変更は可能です。

しかし、この場合の申告書等には「修正申告書」及び「更正の請求書」は含まれていませんので、たとえば夫が子を扶養親族として年末調整を行い、妻が扶養親族を記載せずに確定申告書を提出している場合は、その後、妻が子を扶養親族にするために「更正の請求書」を提出したとしても、所属の変更は認められません。

A 私は平成十年に伯父と養子縁組をしました。また、私は平成八年に生まれた子Aと同一年に生まれた子Bがいますが、伯父からの贈与につきそれぞれ相続時精算課税の特例の適用は受けられますか。

子縁組前に生まれた子Aと伯父、養子縁組により親族関係が生じます。したがって、伯父の孫の日からです。したがって、伯父の孫は養子縁組により親族関係が生じます。したがって、伯父の孫は養子縁組により親族関係が生じます。

養子縁組と相続時精算課税

との間には親族関係が生じず伯父の孫にはならず、相続時精算課税の特例の適用を受けること

ができません。一方、子Bは養子縁組後に親族関係となつた後で生まれているため、伯父の孫になりますので、他の要件を満たせば、相続時精算課税の特例の適用を受けることができます。なお、養子縁組した時点では子Bが胎児であり、その後出生した場合も、伯父の孫として適用